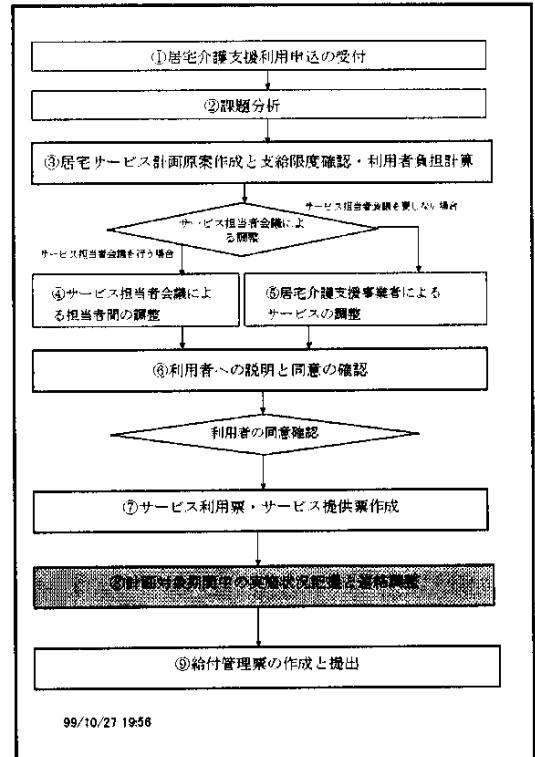


第4段階

計画対象期間中の実施状況把握と連絡調整

- 居宅介護支援事業者は、「居宅サービス計画」の作成後も、継続的にサービスの実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更や調整を行う。
- 月途中においては、当初の計画に変更がないか確認を行い、利用者の意向を踏まえ変更がなければ、翌月分の計画作成を行うこととなる。(翌月分の料金割引等に係る『都道府県が提供する事業者台帳(WAM-NET)』への掲載が遅くとも当月の20日頃までに行われるため、翌月分の計画についての利用者への同意は、20日～月末に行われることとなる。)
- 月の途中であっても、事業所ごと、サービスごとの給付額が増え、給付管理票に影響がある場合は、「サービス利用票」を変更して改めて利用者の同意を得なければならない。
(⇒詳細は「II 給付管理に関する帳票の記入方法」P-53へ)



99/10/27 19:56

《「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第38号）第13条第8号》

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。